



フェアワイルド認証 業界向けガイダンス

このガイダンスでは、フェアワイルド認証に係る主な費用と認証申請プロセスの概要を紹介します。

■費用について■

フェアワイルド基準の原則の一つに掲げられている「公正な価格設定および採集者への支払い」に関連する費用として、「フェアワイルド原料売価」と「フェアワイルド・プレミアム」があります。

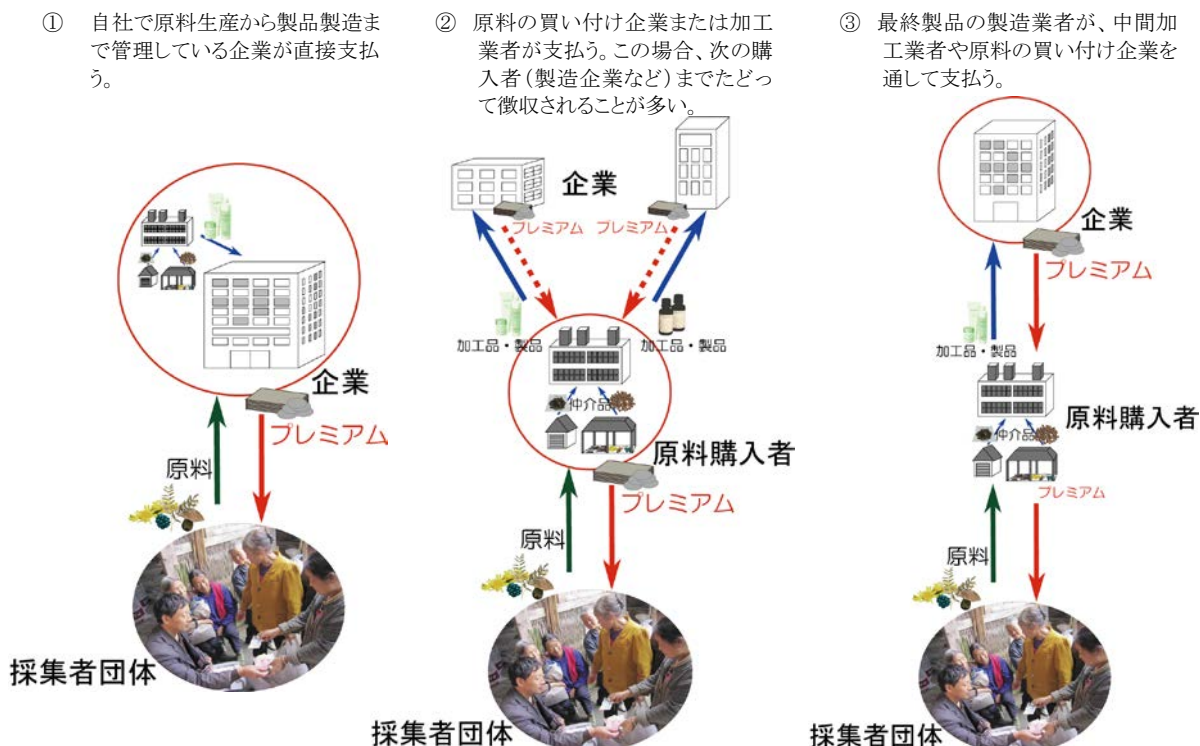
フェアワイルド原料売価とは？

「フェアワイルド原料売価」は、採集者への公正な価格を反映したものととなります。原価計算にもとづく価格をベースにし、野生から採集する作物の平常の市場価格よりも、5%以上高い価格に設定されます。ベストプラクティスとしては、通常よりも高い価格(各地の状況により異なりますが、約 10%以上高い価格が目安)が推奨されています。

フェアワイルド・プレミアムとは？

「フェアワイルド・プレミアム」は、採集者への努力の対価として、採集者コミュニティの社会的開発プロジェクトのための基金を意図したもので、採集者／採集者団体に対して支払われます。フェアワイルド・プレミアムの支払い価格は普通、個々の採集者の売価の 10%です。

フェアワイルド・プレミアムは通常、サプライチェーンの最初の原料購入者(収集センター、取引業者、企業)により採集者／採集者団体へ支払われますが、各々の原料のサプライチェーンの流れに応じて、主に以下の①から③ケースがあります。



このように、プレミアムの負担については、ケースバイケースの話し合いによって決められます。フェアワイルド・プレミアムは特定の社会的用途を目的とする拠出金であるため、プレミアムの支払額は原料の原価に含めません。なお、フェアワイルド・プレミアムは、採集者コミュニティの社会的開発プロジェクトを意図していますが、認証の最初の 5 年間は、採集者団体が野生の植物の採集の持続可能性を改善するために使われる場合もあります。

フェアワイルド・ロゴの使用について



フェアワイルド・ロゴは、フェアワイルド・ファウンデーションの公認製品ロゴで、国際登録商標です。このロゴと「FairWild(フェアワイルド)」という名称を卸売の包装と宣伝目的に利用するためには、フェアワイルド・ファウンデーションとのライセンス契約が必要です。また、ロゴを使用した図柄や製品包装、または、成分がフェアワイルド認証を受けていることを示す文言などは、印刷する前にフェアワイルド・ファウンデーションによる審査と承認を受けなければなりません。

製品包装にロゴを使用するには、その最終製品がフェアワイルド認証を受けた成分を一定の割合で含む必要があります。

◆ハーブティーのケース: 植物原料の重量比におけるフェアワイルド認証成分の割合

75%以上含む	⇒ 大きいサイズのフェアワイルド・ロゴの貼付
20%以上 75%未満	⇒ 小さいサイズのロゴの貼付
20%未満	⇒ 「フェアワイルド●●●を含む」と表示 (ロゴは貼付できません)
その他の製品形態	⇒ 個別に判断

フェアワイルド・ライセンス料

フェアワイルド・ロゴと名称を使用するためのライセンス許可をフェアワイルド・ファウンデーションから受けた企業は、フェアワイルド・ファウンデーションにライセンス料を支払います。ライセンス料支払いの対象となるのは、通常、フェアワイルド認証を受けた原料を使用した製品を製造・販売する企業です。

ライセンス許可を受けた企業は、毎年 1 月、フェアワイルド売上申告書を提出することにより、フェアワイルド認証成分を含む製品の販売を申告します。ライセンス料は、フェアワイルド認証製品の年間売上高によるスライド制の比率にしたがってユーロで計算され、これと基本料金 100 ユーロ(約 14,000 円)を合わせた額が、フェアワイルド・ファウンデーションに支払われます。

[1 ユーロ=約 140 円で換算]

フェアワイルド審査・認証にかかる費用は？

フェアワイルド認証に係る費用は、審査・認証をおこなう独立した第三者認証機関に支払われます。この費用を支払うのが採集事業自らではなく、原料の購入者(例えば、原料の加工・取引業者など)である場合は、これらの購入者が採集事業のフェアワイルド認証の委任契約者となります。

審査・認証に係る費用は、認証の対象となる植物の種や地域、また、審査の煩雑さによって異なります。また、これとは別に、申請料がフェアワイルド・ファウンデーションに支払われます。申請料は、監査とリスク分析にかかる費用として(詳細は後述の「認証プロセスについて」を参照)、現在、1 種あたり 180 ユーロ(約 25,000 円)、および事務手数料が 25 ユーロ(約 3,500 円)となっています。

[1 ユーロ=約 140 円で換算]

■ 認証申請プロセスについて ■

はじめに

フェアワイルド基準第 2.0 版は、11 の原則と 29 の評価項目で構成され、持続可能な野生からの採集に関する生態系・社会・経済上の要件に対応しています。この対になる文書であるフェアワイルド基準第 2.0 版パフォーマンス指標が、フェアワイルド基準の原則と評価項目の実施に向けた進捗状況を評価するための管理細目の役割を果たします。これらの文書は、フェアワイルド・ファウンデーションのウェブサイト(www.FairWild.org)から入手可能です。

フェアワイルド認証の特徴として、採集の対象となる種のリスク分析にもとづいたリスクの分類(低・中・高リスク)があります。リスク分析は申請時におこなわれ、採集事業が対象種の持続可能な採集を維持できる可能性を評価し、リスクを分類します。この分類に従い、認証に求められる資源管理等の要件の厳格さが段階分けされています(詳細は、次頁「リスク分類について」を参照)。

フェアワイルド認証のもう一つの特徴として、**段階的なパフォーマンス(実施状況)の改善**があります。これは、1 年目に比較的低い要件で認証を取得し、その後、認証を維持するために毎年行われる監査で段階的にパフォーマンスを改善していくしくみです。(詳細は、フェアワイルド基準第 2.0 版パフォーマンス指標をご参照ください)

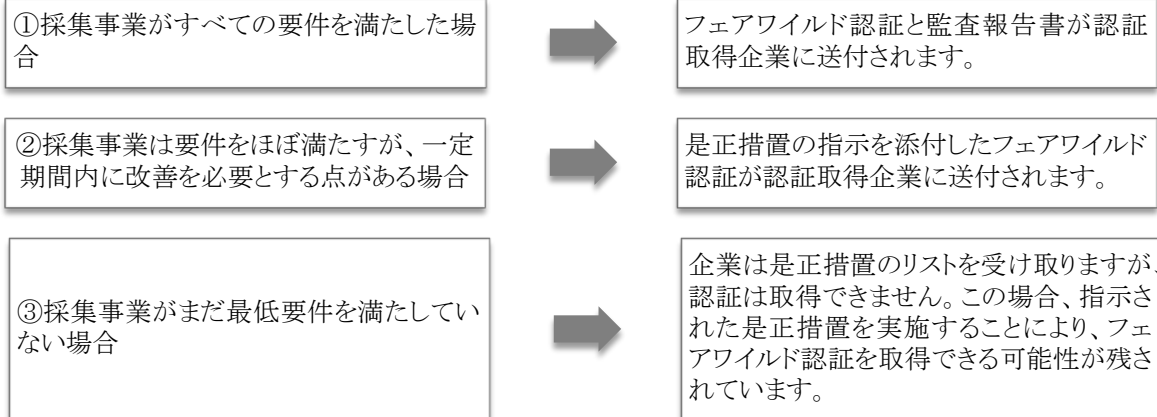
申請手順

1. 申請者は採集シーズンが始まると予想される時期の **4 カ月前までに**、フェアワイルド・ファウンデーションが承認した認証団体(認証機関)に連絡し、フェアワイルド認証申請書(申請用紙は認証機関で配布しています)を提出する必要があります。書類には、対象となる植物種名、事業名、採集範囲などの具体的情報を記入します。
2. 認証機関と申請者は最初の協議で、監査の実施可能性、日程、費用見積もりなどについて話し合います。必要であれば、認証機関はこの段階で、採集事業や対象種の異例な特徴や対象種のリスク分類のプロセスに関し、フェアワイルド・ファウンデーションに相談します。
3. 認証機関との最初の協議後、**監査実施予定日の 3 カ月前までに**、申請書をフェアワイルド・ファウンデーションに送り、**対象種のリスク分析を依頼**してください(申請料については「費用について」を参照)。リスク分析は IUCN/SSC 薬用植物専門家グループの協力を得ておこないます。資料による情報が少ない植物種の場合や申請件数が多い時期など、普段よりもリスク分析に時間がかかることがあります。対象種に関して容易に入手できない文献(科学論文など)があれば、申請書に添付して提出してください。リスク分析の結果は申請者と指名された認証機関に送付されます。
4. リスク分析の結果を受け取った認証機関は、**審査と認証を提案する案内**に加え、監査の準備をするための書類を申請者に送付します。

※審査費用は、認証を受けようとする種の数と範囲、種に関する低・中・高のリスク分類、現地監査のための出張、審査、認証に要する日数によって異なります。このため、フェアワイルド・ファウンデーションによるリスク分類の結果が出るまで、認証機関から正確な費用見積額をお伝えできないことがあります。また、審査と認証手続き完了後に認証機関から請求される最終的な金額が、実際に要する時間に基づき事前に提示された見積額と異なることもあります。これについては、必要に応じて認証機関に確認してください。認証の初年度は、認証機関がおこなう監査の準備、評価作業、顧客サポートに手間がかかるため、それ以降の年よりも時間がかかる傾向があり、費用も高くなる場合があります。

5. 申請者は認証機関からの**審査と認証の提案に応じるか断るかを決定**します。応じる場合は、**認証機関が指定する前払金**(普通、**総額の 80%以上**)を支払い、審査と認証に関する契約を結びます。
6. 認証機関は前払金を受領後、申請者と共に**フェアワイルド審査の計画を立て**ます。
7. 両者が合意した期間内に、**適正な資格を持つ審査官が審査を実施**し、報告書を作成し、審査を受けた事業に、すぐにフィードバックを返します。
8. 審査官は報告書を認証機関に提出し、認証機関が**評価作業**をおこないます。

9. **評価の結果**とともに、是正措置を実施する必要があるれば、是正措置のリストが申請者に送付されます。評価結果は次のようなケースが想定されます。



10. フェアワイルド認証は普通、認証発給時から **15 ヶ月間有効**です。ただし、**毎年 1 回、認証が失効する前に、収穫時期に合わせて監査が必要です**。最初に認証を受けた年の翌年初めまでに、認証事業者または委任契約者は、認証機関から認証手続きの案内を受け取ります。その後、上の**手順 5 から 9 が繰り返されます**。
11. フェアワイルド認証**植物を追加**する場合は、監査の前に十分な時間の余裕をもって、認証機関に通知する必要があります。審査とリスク分析のために、植物のリストと関連情報をフェアワイルド・ファウンデーションに提出し、申請費用を払います（上の**手順 3**に従ってください）。この場合も、余裕をもって作業を完了させ、リスク分類の結果に基づき監査計画を調整できるよう、**予定する監査実施日の 3 ヶ月以上前**におこなう必要があります。普通、**1 年の途中で植物をフェアワイルド認証に追加することはできません**。監査時点にのみ追加できます。

リスク分類について

持続可能な採集を確保するために必要な管理とモニタリング作業のレベルは、対象種の生物的特徴（例えば、植物の生活型、採集する部分、資源量など）によって異なります。フェアワイルド認証の対象種は、一定の生物学的要素にもとづく単純な分類法に従い、以下の **3 つのリスク段階**に分類されます。このリスク分類は、IUCN-SSC 薬用植物専門家グループ（MPSG）がフェアワイルド・ファウンデーションの技術委員会と相談して決定しました。

低リスク	- 採集が持続可能である見込みが高い - 必要なモニタリングと管理があまり複雑ではない
中リスク	- 収穫が持続可能である見込みが中程度 - モニタリングと管理に注意が必要
高リスク	- 野生からの採集が持続可能ではない危険性が高い - より厳格で精密なモニタリングと管理を必要とし、認証を受けるための最低必要条件が低・中リスクの植物よりも厳しい

リスク分析についてさらに詳しい情報が必要な場合は、フェアワイルド・ファウンデーションのウェブサイトに掲載されている説明を参考にするか、またはフェアワイルド・ファウンデーション事務局（英語：www.fairwild.org/contact）にお問い合わせください。